

平成 23 年 11 月 4 日

株 主 各 位

更生会社 株式会社武富士  
管 財 人 小 畑 英 一

### 更生計画に基づく当社株式のお取扱いについて

当社は、平成 23 年 10 月 31 日付で東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受けました。これに伴い、当社は、更生計画に定められた内容に従い、同日付で、発行済株式すべてを無償で取得するとともに、保有する自己株式すべてを消却（100%減資）いたしました。

これまで長きにわたり当社を支えていただきました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなりましたことをご案内申し上げますとともに、改めまして謹んでお詫び申し上げます。

なお、発行済株式すべての無償取得および消却（100%減資）に伴う当社株式のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

（更生計画案の概要については、当社ホームページに掲載しております平成 23 年 7 月 22 日付の「更生計画案付議決定のお知らせ」をご高覧ください。）

### 記

1. 当社による発行済株式すべての無償取得および消却の効力発生日

平成 23 年 10 月 31 日

2. 無償取得および消却に関するお手續

株主としての必要なお手續はありません。

以上

（ご参考）

株主様がお持ちであった当社株式がすべて無償取得および消却されたことについての証明が必要な株主様は、下記までご連絡ください。株主様のご登録住所宛にお送りいたします。

〒163-0023 東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号

更生会社 株式会社武富士 総務法務部 株主名簿管理係

電話：03-3365-8000（代表）